

第1章 計画の策定について

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

わが国では、高齢者の人口は、平成12年の2,205万人から、平成27年に3,395万人となることが見込まれ、さらには成37年には高齢者人口は3,657万人となり、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等は、さらに増加していくことが見込まれています。

また、高齢化の進展に伴い、介護サービス利用者は、居宅系サービスを中心に増加の一途をたどっており、現在の利用者数は、平成12年の介護保険制度当初の149万人の約3倍まで膨れあがっています。

このような状況のもと、本市では2015年を見据えた最終年度の計画である第5期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画において、「市民一人ひとりが生きがいや夢を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる垂水を目指して」の基本理念の下、中・長期的な視点に立ち、平成18年度から「積極的な介護予防の推進」「行政組織内の体制強化」「多職種間連携によるネットワーク強化」「市民への啓発活動」、さらには「在宅医療の推進」など、第6期計画で充実が求められる施策等を先駆的に取り組んで参りました。(6ページ 垂水市における地域包括ケアシステム構築に向けたこれまでの取組)

今後、「団塊の世代」が第1号被保険者(65歳以上)となる2015年(平成27年)、さらにこうした方が後期高齢者(75歳以上)となる2025年(平成37年)を見据えながら、これから求められる高齢者の生活や介護の姿を明らかにしていかなければなりません。

また、平成26年には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の改正が行われました。

市民の誰もが地域社会の担い手として、ボランティア・NPOや地域コミュニティなどの活動に積極的に参加し、お互い助け合い、心豊かに過ごせる社会の実現を官民一体で目指し、これからの新しい垂水づくりを進めていく必要があります。

本計画は、こうした長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉及び介護保険制度をいかに構築するか、という極めて重要な課題に対して、基本的な重点目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする計画で、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する事項を定めるものです。

図表 介護保険制度の経緯と趣旨

第1期 介護保険制度の開始（平成12年度～平成14年度）

- ・ 「介護サービスを（1割の利用負担で）利用」のスタート
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施



第2期 介護保険制度の定着（平成15年度～平成17年度）

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度要介護者が増加
- ・ ケアマネジャー（介護支援専門員）等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る



第3期 介護保険制度の改正（平成18年度～平成20年度）

- ・ 「明るく活力ある超高齢社会」の構築、介護保険制度の持続可能性、社会保障の総合化の基本的視点
- ・ 予防重視システムの確立（新予防給付、地域支援事業の創設）、施設給付の見直し（食費、居住費の見直しなど）、新たな介護サービス体系の確立（地域密着サービスの創設など）、サービスの質の確保・向上（サービス情報の公表など）、負担のあり方・介護保険制度運営の見直し（第1号保険料の見直しなど）
- ・ 平成26年度を目標年度とする数値目標の設定



第4期 給付費抑制と介護人材確保（平成21年度～平成23年度）

- ・ 第3期計画で設定した数値目標に向けた中間段階
- ・ 医療制度改革
 - ①地域ケア体制整備構想（介護療養病床の廃止、高齢者が地域で尊厳を持って暮らせる地域社会づくり）
 - ②医療費適正化計画（住民の健康保持の推進）
 - ③保健医療計画（健康の保持増進をめざす社会）との調和
- ・ 介護給付等費用適正化への取り組み
 - ①要介護認定やケアマネジメント等の適正化
 - ②介護サービス事業者や利用者に対する制度内容の周知、助言
 - ③介護サービスの質の向上に役立つ情報の提供や適切なサービス提供のための環境整備
 - ④介護保険事業所（主に商業法人）に対する指導・監査等の実施
- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携



第5期 地域に根ざした介護へ（平成24年度～平成26年度）

- ・ 第3期計画で設定した数値目標に向けた最終段階
- ・ 介護保険制度改正
 - ①医療と介護の連携の強化等（日常生活圏域の実情把握、複合型サービスの創設 等）
 - ②介護人材の確保とサービスの質の向上（介護職員等によるたんの吸引、介護福祉士の資格取得方法の見直し 等）
 - ③高齢者の住まいの整備等（有料老人ホーム等における利用者保護規定、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 等）
 - ④認知症対策の推進（市民後見人の育成及び活用、高齢者の権利擁護推進 等）
 - ⑤保険者による主体的な取組の推進（介護・医療・住まい等各種計画との調和、地域密着型サービスの公募・選考による指定 等）
 - ⑥保険料の上昇の緩和（都道府県財政安定化基金の取崩し 等）
- ・ 生活者を中心に考えた地域包括ケアの推進
 - ①医療との連携強化（24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化）
 - ②介護サービスの充実強化（24時間対応の在宅サービスの強化）
 - ③予防の推進（できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進）
 - ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など（一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進）
 - ⑤高齢になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備／持ち家のバリアフリー化の推進）

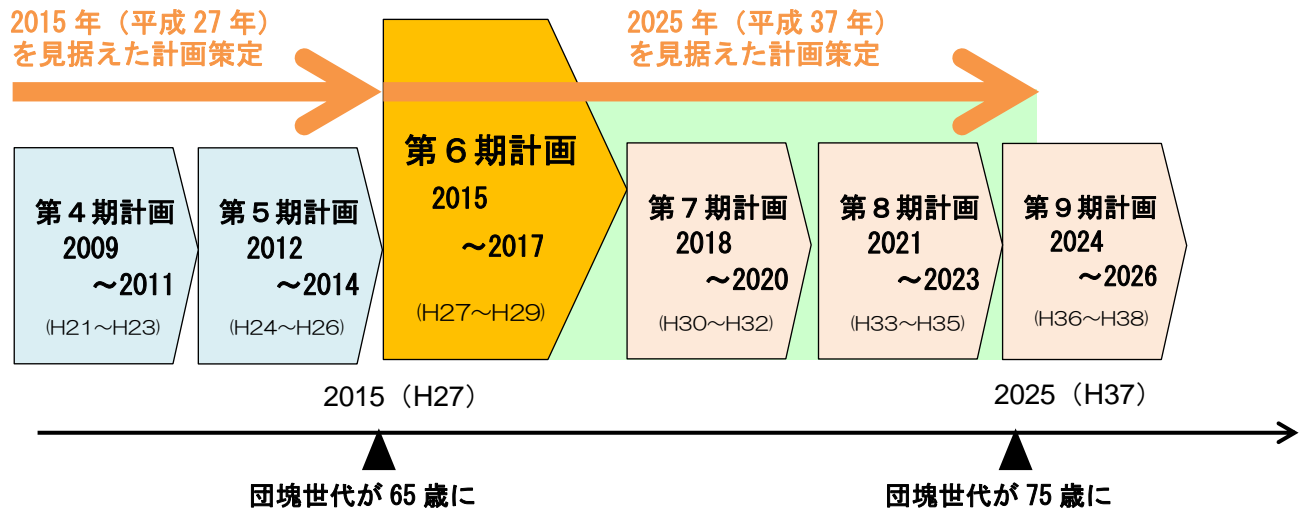


第6期 2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画の策定（平成27年度～平成29年度）

- ・ 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化
- ・ 介護保険制度改正
 - ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ・ 在宅医療・介護連携の推進
 - ・ 認知症施策の推進
 - ・ 地域ケア会議の推進
 - ・ 生活支援サービスの充実・強化（コーディネーターの配置／協議体の設置等 等）
 - ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行／介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業）
 - ・ 高齢者の住まいの安定的な確保（特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定 等）
 - ②費用負担の公平化
 - ・ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - ・ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
 - ・ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
- ・ 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

2. 計画の性格・位置づけ

介護保険事業計画は今回の見直しで第6期計画となります。高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくことが求められています。

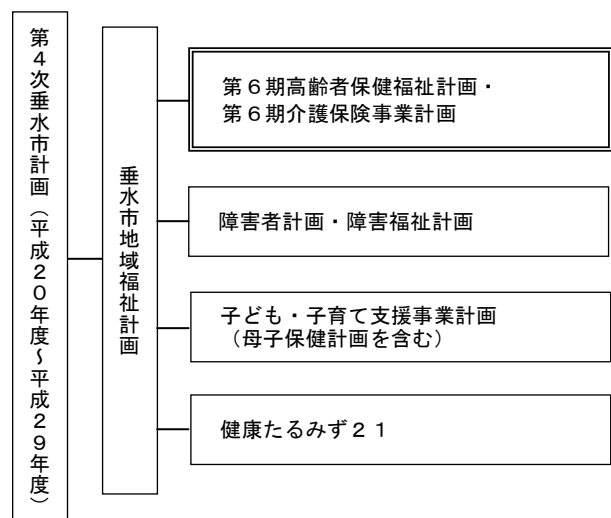


(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、策定を義務付けられた法定計画です。法律に規定する「老人福祉計画」については、前期計画からの名称を継承し、「高齢者保健福祉計画」としています。

(2) 他の計画との関係

「垂水市第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」は高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した計画で介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に包含されるものです。本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「垂水市総合計画」のうち、高齢者の介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。計画策定に当たっては、「健康たるみず21」等の関連計画及び国の策定指針、鹿児島県が進める高齢者保健福祉計画等と整合性を図りながら定めています。

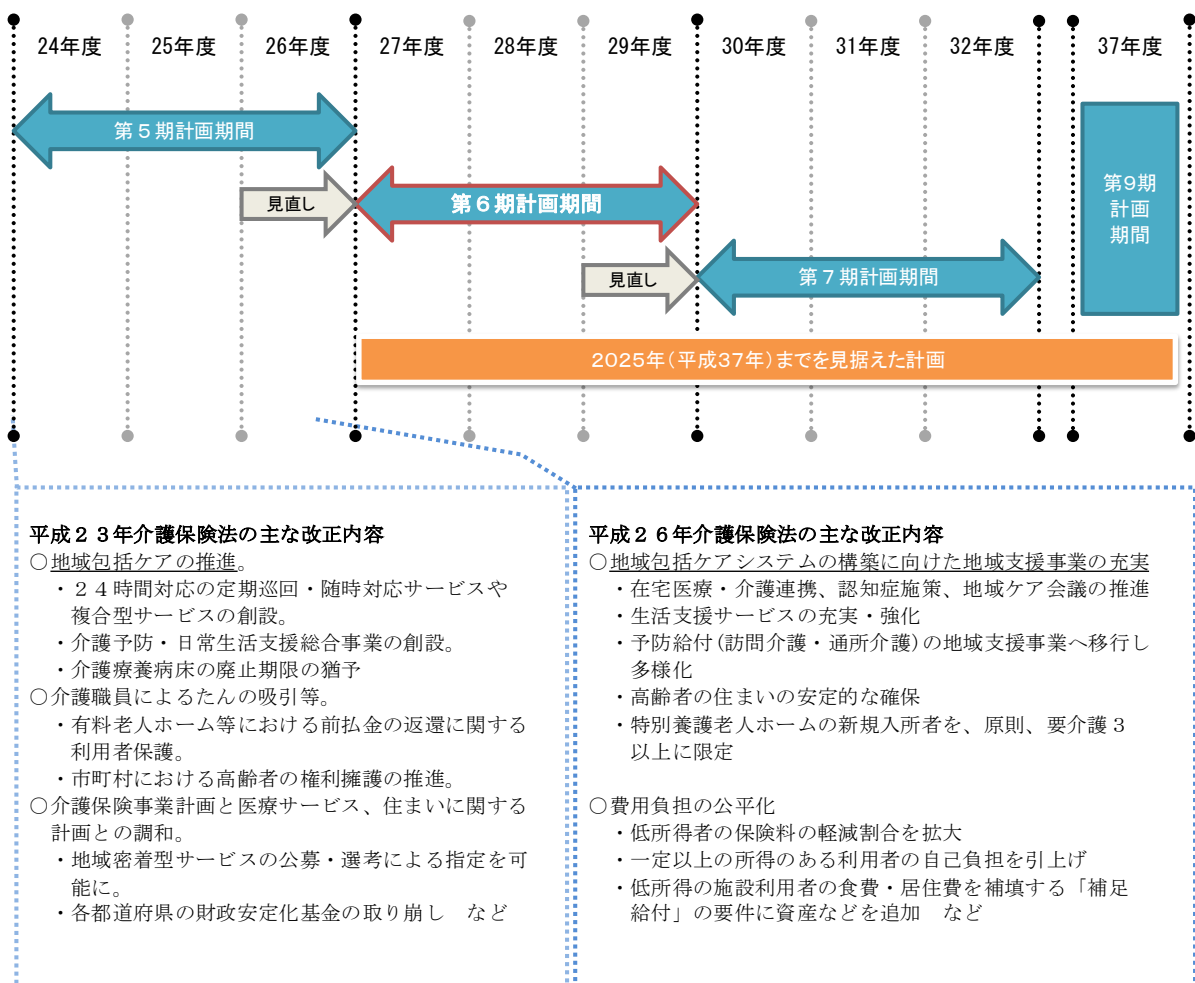


3 計画期間

この計画は、平成 27 年度を初年度として平成 29 年度までの 3 か年を対象期間とした計画です。第 6 期計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据えた計画です。

また、計画の最終年度にあたる平成 29 年度に計画を見直し、第 7 期計画の策定を行います。

図表 計画期間



4 垂水市における地域包括ケアシステム構築に向けたこれまでの取組

本市では、市としての課題を把握し、平成 18 年度以降、「介護予防の推進」や「在宅医療の推進」、「多職種連携」のためのネットワーク構築など、中長期的な視点に基づきソフト事業を中心として多様な先駆的取組に努めてきました。

●本市が抱える課題

- (1) 市民意識調査において、8割を超える方が『住み慣れた地域や家で暮らし続けたい。』と答えているが、現実とのギャップがある。
- (2) 少子超高齢化に伴い、社会保障制度上、支える側と支えられる側の極端な不均衡が生じ、そのことから市内の各地域、医療・介護提供体制（医療制度改革による入院病床の閉鎖、介護療養病床の再編など）や市の財政状況にも様々な問題が生じ始めている。
- (3) 全国的な視点で見ると、今後は、大都市部の後期高齢者数が急激に増加する推計である。医療・介護の道を志す若者が大都市部に流出し、地方の専門職の高齢化や人材不足が一層深刻になることが予想される。



平成 18 年度からソフト事業を中心とした取組を進めてきた。

(1) 県補助事業の活用

平成 19～20 年度に「鹿児島県地域ケア体制整備モデル事業」（地域医療・福祉・訪問看護推進モデル）として、「高齢者が住み慣れた家・地域で不安なく暮らしていくために、地域のコミュニティの活動」「保健・医療・福祉の有機的連携・統合」「住民の主体性にそった、在宅を視点にした総合的支援の提供」に取り組んでいます。

また、平成 23 年度には「鹿児島県地域支え合い体制づくり事業」として、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対して、モデルな事業に取り組んでいます。

さらには、多職種連携のための体制づくり及び市民への普及啓発（あんしんノート等）を目的として、平成 25 年度に「鹿児島県暮らし安心地域支え合い推進事業」に取り組んでいます。

(2) 在宅医療の推進

本市は、他市町村に先駆け、平成 22 年度から在宅医療の推進を図るための検討を行い、平成 24 年度において、垂水市立医療センター垂水中央病院内に在宅療養支援室が設置される際の支援に努めて参りました。

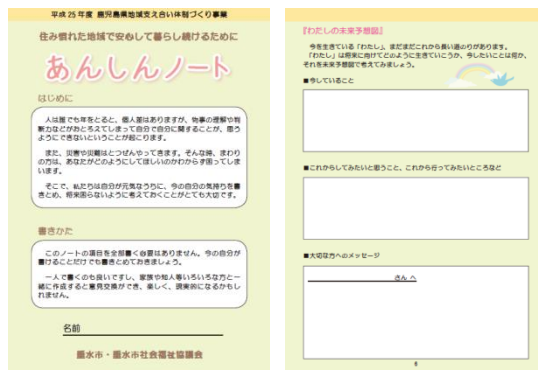
また、鹿児島大学と連携を図り、地域医療シンポジウムの開催等も取り組んでいます。

(3) 市民の方への取組

これまで、毎年のように地域包括ケアシステムにかかる講演会の開催をするとともに、市内各地域を巡回しての講話会を開催しています。（33 か所で実施。延 2,451 人が参加。）

また、自分の人生の自己決定を図るため、「あんしんノート」を整備し、その活用の広報・周知に努めています。

今後、あんしんノートについては、個人版認知症ケアパスとしての活用や利用者本位のサービス提供に役立つよう、発展的利用を目指した検討を行っていきます。



(4) 専門職の方への取組

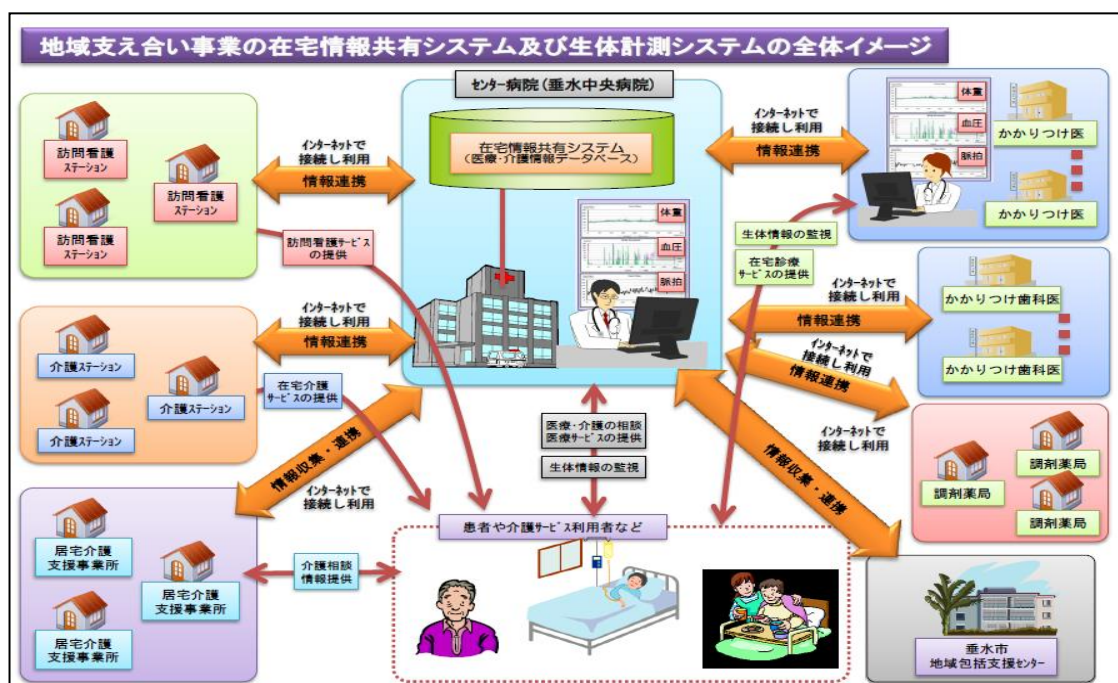
多職種連携として、「顔の見える関係づくり」「目指す目的・目標の共有」「共通言語やお互いの尊重」を目的に、医療・看護・介護等の関係者との学習会（参木会）を平成 24 年 7 月から毎月 1 回開催しています。（平成 27 年 1 月で 28 回目）

また、ケアマネ会などの職種別会議の開催にも努め、徘徊模擬訓練や貯金運動などで市内各事業所の専門職と合同実施しています。

さらに、情報連携のため、市内の医療機関・歯科医・薬局・居宅介護支援事業所など 30 か所を結ぶ ICT ネットワーク整備への補助を実施しています。



■徘徊模擬訓練の様子



(5) 地域包括ケア関連事業

地域包括ケアを推進するにあたり、各種健康教育やロコモ教室などの介護予防教室、また、高齢者を地域で支え合う体制環境づくりとして、傾聴ボランティアや認知症サポーターなどの人材育成にも努めています。

(6) 行政内組織強化

平成 25 年度から、保健師の分散配置を統合し、全体像の見える保健師の育成に努めています。

◆地域包括ケアシステム構築に係るこれまでの取組

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 市計画実施時期				
2 県補助事業		<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6f2ff;"> 鹿児島県地域ケア体制整備モデル事業 【スーパーバイザー(医師)の設置】 </div>		
3 在宅医療の推進				
4 庁内体制		<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> 庁内学習会 (自分の老後) </div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> 庁内学習会 (高齢者の住まい) </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6; margin-top: 5px;"> 災害時要援護者システム構築 </div>	
5 多職種連携		<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> ヘルスシティー プロジェクト学習会 </div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> 薬剤師会の参入 </div>	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> 地域ケア連絡会、 ケアマネ会の開始 </div>
			<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6ffe6;"> 65歳以上の特定健診・生活機能評価を集団健診から 医療機関健診へ変更(かかりつけ医の推進) </div>	
6 市民への啓発活動		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> 地域包括ケアに係る講演会・シンポジウムの開催 </div>	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> 学校保健に介護教育の参入 </div>	
7 地域包括ケア関連事業	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> <ul style="list-style-type: none"> ■生活支援型ホームヘルプサービス事業 ■紙おむつ給付事業 ■在宅介護手当事業 ■訪問給食サービス事業 ■緊急通報体制整備事業 </div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> 構造改革特区を活用し、小規模多機能ホームに障害児(者)の受け入れ開始 </div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> 認知症サポーター養成講座の開始 </div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6; margin-top: 5px;"> 認知症キャラバンメイト講座の開始 </div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffe6e6;"> 傾聴ボランティア養成講座開始 </div>
8 行政内組織	<div style="border: 1px solid purple; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6e6ff;"> 保健福祉課に介護予防係を設置 </div>		<div style="border: 1px solid purple; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e6e6ff;"> 垂水市地域包括支援センター(直営)を設置 </div>	

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(介・高福)第4期計画実施期間		(介・高福)第5期計画実施期間		
地域福祉計画実施期間(H28年度まで)				
	鹿児島県地域支え合い体制づくり事業【ICT環境の整備】	地域振興推進事業【ICT環境の充実】	鹿児島県地域支え合い体制づくり事業 鹿児島県暮らし安心地域支え合い推進事業 鹿児島県高齢者元気度アップ・ポイント事業	
		垂水中央病院内に在宅療養支援室を設置	地域医療シンポジウムの開催(鹿児島大学との共催)	
			地域在宅医療提供体制推進事業の実施(肝属郡医師会)	
		地域包括ケア体制構築に向けて学習会	地域包括ケア体制整備に向けて庁内検討委員会を設置(各課横断的な組織)	
鹿屋体育大学と共同で貯筋運動(介護予防教室)を開始	市内30事業所へのICT環境の整備 患者情報共有システム・生体計測システムの運用開始	地域包括ケア体制整備のための検討会 ※参木会(1回/月)開始	健やかなまちづくり協議会を設置	
	あんしんノート作成普及・啓発活動を開始	アドバイザーを中心に在宅医療・地域包括ケアシステムの広報(テレビ・ラジオ・新聞・市広報誌) 市内各地区講演会の実施		
徘徊高齢者SOSネットワーク連絡会開始 福祉有償運送運営事業開始		地域包括ケアアドバイザー委託事業開始	高齢者元気度アップ・ポイント事業開始 地域密着型サービス事業所へ拠点整備委託事業開始 暮らし安心・地域支え合い推進事業開始	
		地域包括ケアシステム整備のための行政内組織づくりの協議	保健福祉課内組織を見直し、介護保険係・健康増進係の共同で事業を実施	介護保険係の人員増員

5 垂水市地域包括ケアシステム推進体制

(1) 体制構築までの経緯

これまで、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、次頁に示す会議の構成により協議を重ねてきました。

まず、本市における地域包括ケアシステムの必要性を市民意識調査等から導きだし、「参木会」や「地区講演会」等において各種課題の把握に努めてきました。

その課題への対応策を検討するため、「市地域包括ケアアドバイザーからの提案」や「庁内検討会の設置」、「地域医療に関するシンポジウムの開催」を行うとともに、課題解決に向け、まちづくり的視点による検討の必要性の認識から、地域包括ケアシステム構築のためのマスタープランの取りまとめ、具体策等について協議を行う「健やかなまちづくり協議会」を設置し、様々な検討を行ってきました。

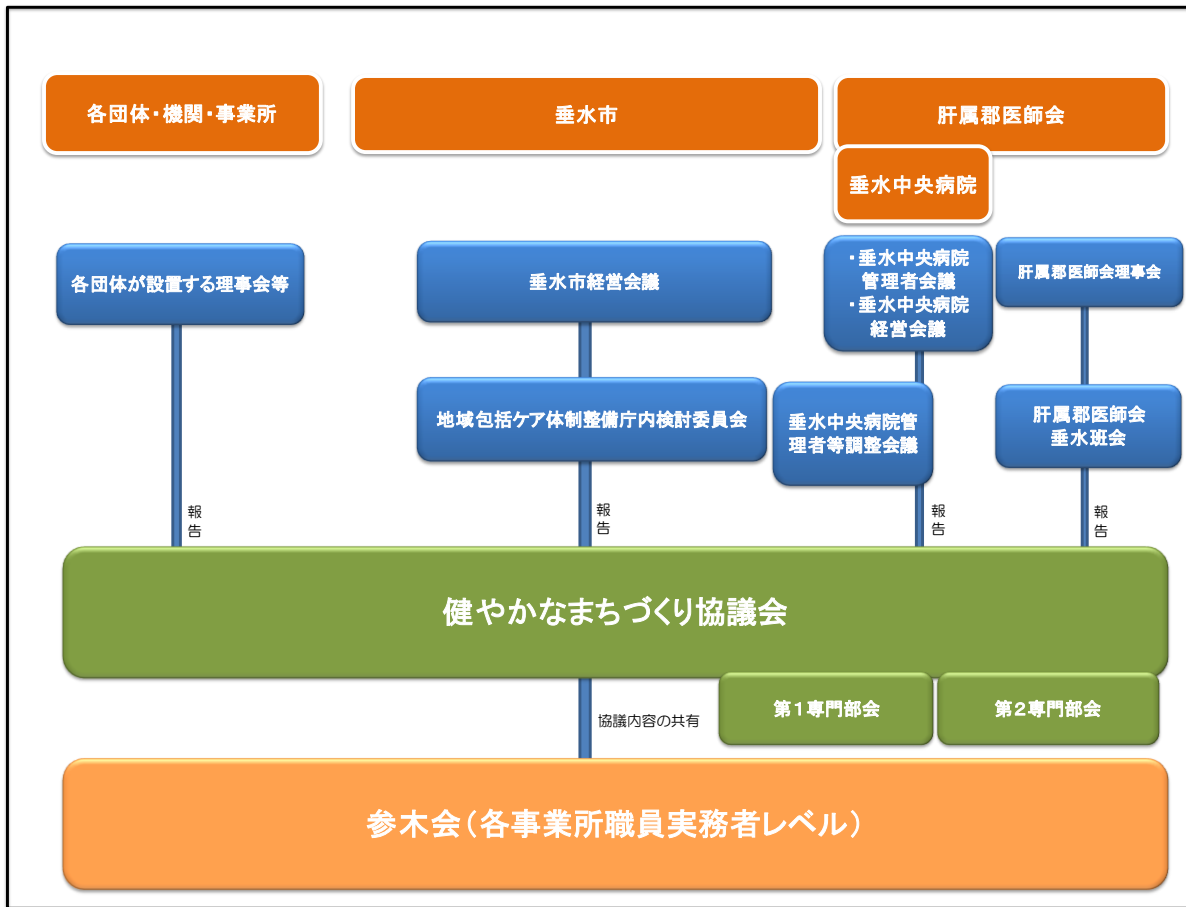


参木会 風景



健やかなまちづくり協議会 風景

(2) 推進体制フロー図



会議の名称	会議の種類	会議の目的	会議のメンバー
垂水市健やかなまちづくり協議会	市要綱に設置根拠を置く私的諮問機関 必要に応じて条例制定を経て附属機関とする	本市の地域包括ケアシステム構築のためのマスタープランをとりまとめるとともに、具体策について協議する。 【第1専門部会】 地域包括ケアセンター設立のためのソフト・ハード両面についての意見をまとめ、市に報告する。 【第2専門部会】 本市の医療・介護等に関する課題と今後の方針についての意見をまとめ、市に報告する。	垂水市健やかなまちづくり協議会設置要綱に基づく 医療・介護・福祉に関する各機関の実務担当者 10人程で構成 医療・介護・福祉に関する各機関の実務担当者 10人程で構成

会議の名称	会議の種類	会議の目的	会議のメンバー
地域包括ケア体制整備 庁内検討委員会	市要綱に設置根拠を置く私的諮問機関	次に掲げる事項を調査検討する。 ①医療、保健、介護及び福祉に関する公費負担の適正化を見据えた総合的な施策 ②その他地域包括ケア体制の整備に関すること。	副市長 総務課長 企画課長 財政課長 市民課長 保健福祉課長 水産商工観光課長 土木課長 社会教育課長
垂水中央病院管理者等調整会議	市訓令に設置根拠を置く私的諮問機関	情報交換や業務の調整を行い、垂水中央病院を円滑に運営するため	垂水市(市長、副市長、総務課長、財政課長、市民課長、保健福祉課長) 肝属郡医師会(会長、副会長、理事3名、垂水中央病院長)
参木会 (地域包括ケア体制整備検討会)	市の呼びかけによる自由参加の会	①地域での生活を困難にしている課題を協議・整理し、今後の市の施策づくりの参考とする。 ②定例的な参加により、地域包括ケア体制整備に向けて自身の機関で何が出来るかの意識づけを促すとともに、関係機関相互の連携を促す。	垂水市、垂水市地域包括支援センター、市内医療・介護関係全事業所職員、大隅地域振興局職員

6 計画の策定体制

平成 25 年度に「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」、平成 26 年度に「住民懇話会」を実施し、住民の現状や意見等を把握することに努めました。これらの取り組みから見える住民のニーズを考慮し、垂水市介護保険運営協議会を「計画策定委員会」として位置づけ、計画策定を行いました。

(1) 計画策定委員会の設置

内部だけでなく、学識経験者、被保険者（地域住民）代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する垂水市介護保険運営協議会を「計画策定委員会」として位置づけました。

(2) 「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」の実施

平成 25 年度に、市内に住所を有する 40 歳以上の無作為に抽出した住民を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」として調査を実施しました。

(3) 住民懇話会の実施

本計画策定にあたり、地域住民の意見を聴くことにより、地域の課題を十分に把握するとともに、多様な意見を集約し、計画に活かしていくことを目的とした住民懇話会を平成 26 年 9 月に、4 地区において開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

平成 27 年 1 月に、素案・資料等を住民に広く公表し、その計画案に対しての意見や要望を募集したところ、意見は寄せられませんでした。

図表 計画策定のプロセス

